

ふじみ野市行政評価実施方針

平成21年3月策定（平成27年4月一部改正）

I はじめに

近年の厳しい財政状況、少子高齢社会の進行、地方分権の推進、住民ニーズの多様化など、自治体を取り巻く大きな環境の変化の中で地方自治体は、それらに的確に対応するため、行政運営の方法を自ら変革していくことが強く求められている。

こうした中、行政評価は、効率的・効果的な行政マネジメント、アカウントビリティ（説明責任）の徹底、職員の意識改革などを図るうえで不可欠な手法であり、行政活動の客観的・具体的な測定や評価を行う有効な手段として、現在多くの自治体で実施されている。

本市においては、平成25年2月にふじみ野市総合振興計画後期基本計画を策定し、同年4月から同計画に基づき計画的でより実効性のある行政運営に取り組んでいるところであるが、このような背景を受け、本市の行財政を取り巻く状況を分析し、本市に合った行政評価を実施していくことが必要となる。

本実施方針において、行政評価実施にあたっての目的や推進体制、スケジュールについて定め、今後も計画的に行政評価を推進し、総合振興計画の進捗管理及び予算編成などに活用することで、成果重視の行政経営を推進するものである。

II 行政評価の必要性について

1 背景・課題

本市の行財政を取り巻く背景や課題の主なものは次のとおりである。

- ① 厳しい財政状況と限られた財源の中で効率的で効果的な行財政運営を確立する必要性
- ② 複雑・多様化する市民ニーズへ迅速に対応する必要性
- ③ 市民への説明責任及び情報共有を図る必要性
- ④ 職員自らの意識改革の必要性
- ⑤ 総合振興計画における進捗管理の必要性

これらの課題を解決し、簡素で効率的な行財政運営を行いながらも質の高い行政サービスを提供していくことが求められている。

2 これまでの事務事業評価の取り組み

これまで、本市における事務事業評価に関する取り組みは、主に次のとおりである。今後、この取り組みを発展させるとともに、統一的・客観的な基準の策定や持続可能な評価システムの構築、経費削減だけでなく成果を重視した行政経営を推進するため、さらなる改善を進めていく必要がある。

(1) 行財政改革大綱及び行政経営戦略プラン（改革推進室）

計画的な行財政改革の推進と市民への説明責任を果たすため、行財政改革大綱及び集中改革プラン（5か年計画）を平成19年3月に策定した。集中改革プランでは、

大綱で定められた基本方針ごとに改革推進項目を挙げ行財政改革を推進してきたが、行政経営戦略プランを平成23年4月に策定し、「定員管理に関すること」「公共施設適正配置に関すること」「民間活力の導入に関すること」の視点を持ち、市民の満足度（納得度）向上を「成果」とする「行政経営型」の行財政運営を行うことでさらなる行財政改革を推進している。

(2) 予算編成のための事務事業の見直し（財政課）

毎年、予算編成のための事前準備作業として、事業内容の見直しを始めとし、独自サービス事業、補助金などの見直しを行う一方、自主財源の確保を図ることなど、事務事業の見直しの取り組みを予算編成へ反映している。

3 総合振興計画及び行財政改革大綱における位置づけ

総合振興計画及び行財政改革大綱では、行政評価について次のとおり位置づけている。

(1) 総合振興計画

大綱Ⅰ「スリムで効率的な協働のまちづくり」を展開する施策3「効率的で効果的な計画行政を進めます（行政経営）」の展開として「行政評価システムを活用し、事務事業評価（内部評価）で事業の必要性・有効性を検証することにより、その評価に基づく3か年実施計画の策定及び予算編成への連動を行い、事務事業の見直しと業務の簡素化を推進します」と位置付けている。

(2) 行財政改革大綱

主要施策「(1) 市民ニーズに柔軟に対応する事務事業などの見直し」において、「事務事業の必要性・有効性を検証するシステムとして『事務事業評価制度』を今後導入し、その結果を市民に公表する。また、その内部評価に加え、市民参画による外部（第三者）評価をする仕組みについても考案する」ことに加え、『事務事業評価制度』により、時代の要請に合致しなくなった事業、所期の事業目的を達成し、効果の薄れた事業などについて廃止・縮小を図る」こととしている。集中改革プランにおいて、「平成21年度から本格実施」することとして位置付けている。

以上のことから、本市の行財政を取り巻く課題を解決するため、行政活動の客観的・具体的な測定や検証を行う有効な手段として、行政評価を実施するものである。

Ⅲ 行政評価実施の目的

先に述べた背景及び課題から、本市の行政評価実施の目的を以下のとおりとする。

1 成果に基づく行政運営（総合振興計画の進捗管理、予算・人事との連動）

設定した目的や目標を達成するためには、行政活動を客観的に測定・評価し、その結果に基づいて行政活動に優先順位をつけ、行政資源（ヒト、モノ、カネ）の再配分、コストダウンへの取り組みなど行政活動の改善に継続的に反映させる必要がある。さらに、このような取り組みを通じて政策決定過程を改善し、成果に基づいた客観的な政策決定を行うための手法として行政評価を導入する。

2 行政の透明性の確保・説明責任の遂行（市民への説明）

総合振興計画の大綱Ⅰ「スリムで効率的な協働のまちづくり」を進めるためには、

行政活動の情報を市民と共有することが必要である。また、行政評価を通して具体化される行政活動の目的・達成目標やその客観的な測定・評価情報を共有し、市民とともに検証していくことも重要である。行政の透明性、信頼性の向上を図り、スリムで効率的な協働のまちづくりを推進するため、行政評価結果を市民へ公表する。

3 職員の柔軟な発想と意識改革（職員の人材育成）

職員一人ひとりが施策体系の中で果たすべき役割を認識し、目的意識を持つと同時にこれからの行政運営に求められる政策形成能力などを高めていくことを常に意識し、実践していくことが必要であり、行政評価を通じて職員の意識改革を進める。

4 行政活動の目的・達成目標の明確化（総合振興計画との連動）

総合振興計画に基づくまちづくりを効果的に進めるためには、基本構想や後期基本計画に示された施策体系を基本に、今後実施する具体的施策や事務事業を体系的に連動させる必要がある。

そのためには、まず目的や達成目標が行政活動のそれぞれの段階で明確であることが求められる。行政評価を導入し、具体的施策や事務事業の目的や達成目標を明確に設定する。そして、作成されたシートを常に閲覧できるようにして、必要に応じて加筆・訂正し、日常的に仕事に対する目的意識を明確にする。

IV 行政評価の推進体制

全庁的な取り組みとして展開するために、行政評価の推進体制を以下のとおり定める。

1 行財政改革推進本部会議

事務事業評価及び施策評価における評価結果を総括する機関とする。

2 行財政改革推進委員会

事務事業評価及び施策評価における評価結果に対する意見や助言等を行う。

3 行政評価庁内評価委員会

市が実施する行政評価において、評価者の評価基準の共有化を図るとともに、全庁横断的な見地から適切な評価を行う。

4 行政評価外部評価委員会

施策評価結果の客観性及び透明性を確保するため外部評価を実施するとともに、外部評価制度の改善等に関する助言を行う。

5 行政評価推進リーダー

各課の庶務担当係長を行政評価推進リーダーとして位置付け、各課における行政評価の推進者としてシート作成の指導及び事務局との連絡調整などを行うこととする。

6 事務局

改革推進室及び財政課との連携による事務局を設置し、行財政改革推進本部の庶務、進行、制度の見直しに関する調整を行うとともに、行政評価推進リーダーとの調整を行うこととする。

V 行政評価の実施内容（予定）

1 行政経営研修の実施

- ・課長級（4月中旬）
- ・部長級（6月中旬）

2 内部評価の実施

- ・事務事業評価の実施（4月中旬～5月上旬）
- ・施策評価（一次評価）の実施（5月中旬～下旬）
- ・施策評価（二次評価）の実施（6月中旬～下旬）

3 行財政改革推進本部会議の開催（5月中旬・3月中旬、計2回）

4 行財政改革推進委員会の開催（6月中旬・3月中旬、計2回）

5 行政評価庁内評価委員会の開催（7月上旬、計2回）

6 行政評価外部評価委員会の開催（7月下旬～翌年2月上旬、計8回）

7 外部評価結果の公表（翌年3月中旬）

VI 推進体制イメージ

